

別紙様式第1号（第5条関係）

## 誓 約 書

九重町若者・子育て世帯移住定住支援補助金交付要綱に基づく交付申請にあたり、下記の事項について誓約し、違反があったとき又は事実と相違することがあったときは、補助金を直ちに返還します。

### 1、定住促進に関すること

(1) 自己の居住の用に供する目的で契約（購入）した物件の住所地に住民票を置き、10年以上継続して本町に定住します。

### 2、九重町暴力団排除に関すること

(1) 次のいずれにも該当する者ではありません。

ア．暴力団（九重町暴力団排除条例（平成23年3月22日九重町条例第2号）第2条に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）

イ．暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ．暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

エ．暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

オ．上記ア～エまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している個人ではありません。

年 月 日

九重町長 殿 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日(明治・昭和・大正・平成) 年 月 日